

## 令和6年度阿賀町会計年度任用職員募集要項

令和6年7月1日

1	職 種	阿賀町地域おこし協力隊(農業部門)
2	募 集 人 数	1名
3	年 齢	満18歳以上の方
4	職 務 内 容	(1)阿賀町における水稻栽培を中心とした農業の担い手となることを目指し、農作業に従事して技術・管理方法・農業経営の知識等を習得する。 (2)その他、阿賀町地域おこし協力隊設置要綱に定める活動を基本とし、(1)以外については随時協議する。
5	勤 務 場 所	阿賀町内 ※詳細は合格者と打ち合わせの上、決定します。
6	報 酬	・任用職員報酬 月額200,787円 ・その他 期末手当あり(金額は採用時期によります) ※次年度以降、継続して勤務する場合の月額及び期末手当については、変更になる場合があります。
7	勤 務 時 間	・曜日等:月曜日～金曜日 ・時間:9:00～17:00(休憩1時間を含む実勤務7時間) ※勤務する曜日・時間は、業務内容により変更になる場合があります。
8	任 用 期 間	採用日～令和7年3月31日(令和6年度) ※年度単位での任用(最長3年間) ※地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合、任用期間中であってもその任用を解くことがあります。
9	休 暇 等	阿賀町会計年度任用職員取扱要領による。
10	資 格 等	・普通自動車運転免許を有している(又は任用期間開始前に取得することが確実である)こと。 ・パソコン(ワード、エクセル、インターネット)の一般的な操作ができること。

11	そ の 他	<p><b>【社会保険等】</b>  社会(健康)保険:加入する  厚生年金:加入する  雇用保険:加入する</p> <p><b>【地域おこし協力隊】</b>  (1)3大都市圏または都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない)市町村に在住し、採用決定後、阿賀町内に生活の拠点を移し、住民票を異動できること。  (2)地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格事項に該当しないこと。  (3)心身ともに健康で、過疎地域の地域おこし活動に意欲と情熱があり、地域の行事や共同作業等、地域住民とともに積極的に活動できること。  (4)地域おこし協力隊の活動期間終了後も阿賀町内で就業・起業等を目指し、定住する意思のあること。</p> <p><b>【活動に必要な経費】</b>  パソコンや刈払機、消耗品、研修旅費等の活動に必要な経費は、予算の範囲内で町が負担します。</p> <p><b>【交通費】</b>  ・活動用車両を町が準備し、費用を負担するため、交通費の支給はなし。車両の使用は活動業務限定とし、燃料費は町が負担します。</p> <p><b>【住居】</b>  ・住居は、町が借り上げる住宅(八田蟹区)に入居していただきます。  ・住居の光熱水費、自治会費等は個人負担となります。  ・冷蔵庫、洗濯機、テレビ、電子レンジ、ガスレンジのうち必要なものは町が準備し、貸与します。その他生活に必要な家財道具、家電製品等については隊員が準備してください。</p> <p><b>【その他】</b>  募集要項に記載のないものについては、別途協議します。</p>
12	申込受付期間	令和6年7月1日～随時(※採用者決定まで)
13	応募方法	<p>次の書類を阿賀町農林課へ提出してください。</p> <p>①会計年度任用職員採用申込書  ②履歴書(市販のもので可。写真貼付)  ③住民票(地域おこし協力隊の採用には地域要件があります)  ④運転免許証の写し(表面・裏面)</p> <p>※応募にかかる諸経費(書類申請、面接に係る交通費等)は、応募者本人の負担となります。また、提出された書類は合否に関わらず返却いたしません。</p>
14	選考方法	書類及び面接による選考を行います。面接の日程は個別にお知らせします。
15	提出及び問い合わせ先	問合先・提出先 〒959-4402 東蒲原郡阿賀町津川580 阿賀町農林課農政係 TEL 0254-92-5764 【担当:清田】